

福岡県ワクチン・検査パッケージ制度登録実施要領

(通則)

第1条 「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部)(以下「国要綱」という。)に定めるもののほか、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者の登録についてこの要領の定めるところによる。

(事務の取扱い)

第2条 福岡県(以下、「県」という。)から委託された「福岡県感染防止認証制度事務局」(以下、「事務局」という。)が事務を取り扱う。

(対象)

第3条 登録の対象は、「福岡県感染防止認証制度」の認証を受けた事業者及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に規定する許可を受けていないカラオケ店を営む事業者(以下、「対象事業者」という。)とする。

2 前項に規定するカラオケ店とは、不特定の利用者に対してカラオケ設備を提供するものを指し、主として学習や技術の向上のために特定の利用者に対してカラオケ設備を提供するカラオケ教室等については登録の対象外とする。

(誓約・同意事項)

第4条 登録を希望する対象事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度ステッカー申請書兼誓約書により誓約・同意するものとする。

(登録の申請)

第5条 ワクチン・検査パッケージ制度を適用する場合は、事前に県に対して電子又は書面により申請しなければならない。

2 「福岡県感染防止認証制度」の認証を受けた事業者が、書面で申請する場合は、ワクチン・検査パッケージ制度ステッカー申請書兼誓約書(様式第1号)により申請しなければならない。

3 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に規定する許可を受けていないカラオケ店を営む事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度ステッカー申請書兼誓約書(様式第2号)により、書面で申請しなければならない。

(感染防止対策の確認・ステッカーの交付)

第6条 事務局は、「福岡県感染防止認証制度」の認証を受けた事業者から、前条の申請があった場合において、ワクチン・検査パッケージ制度ステッカー(以下、「ステッカー」という。)を交付しなければならない。

2 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項に規定する許可を受けていないカラオケ店を営む事業者から申請があった場合、事務局は次の各号に掲げる感染防止対策がとられていることを確認後、ステッカーを交付しなければならない。

- (1) 定員の 50%以内の利用
- (2) 利用者のマスク着用の推奨及び従業員の常時マスク着用の徹底
- (3) 歌唱時の対人距離 2 m の確保
- (4) アクリル板等の設置もしくは間隔 1 m の確保
- (5) 手指消毒、検温及び体調確認の徹底
- (6) 換気の徹底
- (7) 共用タオルの禁止及び他人と共用し接触する部分が多い箇所の定期的な消毒

(不交付要件)

第 7 条 虚偽等の不正の申請をした事業者に対しては、ステッカーを交付しない。

(ステッカーの利用等)

第 8 条 ステッカーの交付を受けた事業者（以下、「制度登録店」という。）は、当該施設の利用者の見やすい場所にステッカーを掲げなければならない。

2 事務局は、制度登録店の情報を県ホームページ等に掲載し、県民に対しワクチン・検査パッケージ制度を適用したものとして紹介する。

(変更の報告)

第 9 条 制度登録店は、当該施設の名称など申請の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、電子又は書面により、事務局へ報告しなければならない。

(制度登録店の責務)

第 10 条 制度登録店は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ステッカーの適正な利用及び管理を行うこと
- (2) 県が行う調査に協力すること
- (3) 感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく営業時間短縮や休業等に対する要請等に応じること
- (4) 国要綱に定める「ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法」に従い、確実にワクチン接種歴又は検査結果の確認を行うこと

(登録の辞退)

第 11 条 制度登録店は、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を辞退する場合、あらかじめ、電子又は書面により申請しなければならない。

2 前項の申請をした対象事業者は、遅滞なく、ステッカーの利用をやめ、破棄しなければならない。

(登録の取消し)

- 第 12 条 県は、制度登録店が第 10 条に規定する責務を果たしていないことを確認したときは、当該制度登録店に対して改善を要請し、改善が認められない場合は登録を取り消すことができる。
- 2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により登録を取り消された対象事業者は、遅滞なく、ステッカーの利用をやめなければならない。
- 4 登録を取り消された対象事業者が、県の指示に従わず、ステッカーの利用を続けた場合、県はその旨を県ホームページ等に公表することができる。

(調査等)

- 第 13 条 県は、必要に応じて、第 10 条各号の状況に関する調査を行うことができる。

(免責)

- 第 14 条 県は、対象事業者が登録を受けられなかったこと、登録を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は当該施設において感染症が発生したこと等によって事業者又は当該施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(登録の終了等)

- 第 15 条 この要領に基づく登録については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行い、その内容を県ホームページ等で公表するものとする。

(その他)

- 第 16 条 この要領に定めるもののほか、事務の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 12 月 23 日から施行する。